

平成26年12月3日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年12月3日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第54号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第2 議案第55号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第56号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第57号 上峰町健全な財政運営に関する条例
- 日程第5 議案第58号 上峰町ふるさと寄附金基金条例
- 日程第6 議案第59号 上峰町教育委員会委員定数条例
- 日程第7 議案第60号 上峰町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- 日程第8 議案第61号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第66号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第68号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第69号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第70号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第71号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第72号 上峰町教育長の選任について
- 日程第15 議案第74号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第54号

○議長（中山五雄君）

日程第1．議案審議。

議案第54号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

第11条、小学校等との連携、「特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。」とありますけれども、密接な連携とは具体的にどういうものなのか、教えてください。

○住民課長（江頭欣宏君）

おはようございます。今、寺崎議員より第11条、小学校等との連携であります。

解説によりますと、支給認定子どもが特定教育・保育の提供の終了に際し、円滑に接続するよう、小学校、保育及び幼稚園等を行う者との密接な連携に努めなければなりませんということでありまして、具体的には定数の中で運用できるかどうかの連携をするものというふうに捉えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（碓 勝征君）

今回のこの条例によって、いわゆる待機児童と申しますか、幼児、現在どのくらいの待機児童、要するになかなか把握できないかと思っておりますけれども、例えば、申し込みをされて待っておられる待機児童の数ですね、その関係がどのくらいおられるものかと、それからもう1つ、この条例に基づいて、事業者等の申請、設置することを希望されている事業者と申しますかね、そういう方たちに対するPRについての取り扱い、要するに4月1日適用ということになるようでございますけれども、そこら付近のPR等もあわせて、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますけど。

○住民課長（江頭欣宏君）

碓議員さんの、まず、待機児童は何人かということでございます。

待機児童の定義でございます。入所申し込みが提出されており、入所要件に該当しているが入所していない者を言うということでありまして、現在、上峰町においては待機児童はございません。

続いて、事業者等に対するPRでございます。

このことについては、国の規定がまだ明確になっておりませんので、明確になり次第、規則を制定いたしまして、今後、広報紙等でお知らせをしていきたいと思っておりますので、

どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

第45条で、特定地域型保育事業者は、みずからその提供する特定地域型保育の質の評価を行うということ、それはもちろん事業者がやることでございますけれども、第2項の中に、定期的に外部の者による評価を受けて、その改善を図るよう努めなければならないということでございますけれども、外部による評価というのはどういう立場の方がされるということですかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

第45条、特定地域型保育に関する評価等で、第三者の評価をする者でございます。

このことにつきましては、第三者でございますので、公的機関とか、その他学識経験のある方で委員会をつくって評価をするというふうに捉えております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

このケースは、いろいろなケースがあるというふうに思いますけれども、第三者においてということもございましょうけれども、例えば、町のほうで、主管課もある程度事業内容をチェックすべきというようになるかと思っておりますけれども、そこら付近もあわせて、第三者だけじゃなしに町も当然絡んでくるかと思っておりますので、そこら付近は具体的になれば、町も当然チェックする立場にあるかと思っておりますので、そういう方向で認識をしていただきたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

今、碓議員さんが言われたような形で考えていきたいと思っております。どうかよろしくお願ひします。

○議長（中山五雄君）

碓議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第54号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第55号

○議長（中山五雄君）

日程第2．議案審議。

議案第55号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（原田 希君）

地域型の4タイプを行う場合、市町が確認、認可を行うことになるということですが、その確認、認可の作業というのはどういう流れで行われるのでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

確認作業でございます。

このことについても、今、国の規定が明確になっておりませんので、明確になり次第、規則を定めて作業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

原田議員、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはありませんか。

○4番（碓 勝征君）

これは議案第54号も議案第55号も一緒かと思えますけれども、いわゆるこの条例の制定において、内閣府なり文部科学省、厚生労働省からの指示によるところの条例制定ということになっておるかと思えますけれども、この条文の中身については、そういう国からの事柄を参考にして策定されておるかと思えます。

先ほどから課長が言っておられますように、まだ国がはっきりしていないということで細目等々の事柄も順次出てくるかと思えますけれども、この条文の内容については、そういうことで参考にされてつくられたということですかね。

○住民課長（江頭欣宏君）

碓議員さんが言われるとおり、政令を見てつくっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第56号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 議案審議。

議案第56号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第57号

○議長（中山五雄君）

日程第4．議案審議。

議案第57号 上峰町健全な財政運営に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（碓 勝征君）

健全な財政運営に関する条例ということでございますけれども、これにつきましては私は一般質問でも申し上げておりましたとおり、この条例を制定することによって、もちろん第4次総合計画等々の中身についても関連してくるかと思っておりますけれども、従来の事業計画等の中身の見直しといたしますか、そういうこと等も、当然これが制定されますと、もちろん書いてありますように、第4条の関係ですかね、これらも十分反映してくるかと思っておりますので、従来の事業等の見直しについての取り扱いも出てくるのかどうか、そこら付近をお尋ねしたいと思っております。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの碓議員さんのお尋ねでございますが、従来の事業等の見直しということでございますが、この第4条の関係につきましては、ただいま出ております中では、新たに下のほうの第4条第6号以下ですね、貸借対照表から資金収支計算書の中までが公会計の公表と同時に始まるということで、昨日の町長答弁の中でもありましたが、こちらが固定資産の評価等をするということで、改修等が出てきた場合につきましては従来の中期財政等の見直し等も出てくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

碓議員、いいですか。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、財政逼迫状態は継続していくと。償還等々のこともございますし、もちろん目的にありますような事柄での取り扱いになるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、新規事業等については、もちろんこれに照らし合わせるとか、補助金、補助団体等に対する見直し等々も出てくるかと思っておりますけれども、これを制定することによって健全な財政運営に資するということが大きな趣旨であるかと思っております。

もちろん従来の取り扱いにつきましても、やはり見直すべきところはしっかり見直すことになるかと思っておりますので、そこら付近はしっかりと把握をし、取り扱いに当たってもらいたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの碓議員さんのお話のとおり、これを策定しまして、その後につきましては中期財

政計画等につきましても、実施計画、またそこら辺とのすり合わせを行いまして見直し等を順次しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

碓議員、いいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

第9条、使用料等の見直しと。「町は、使用料、手数料及び負担金等について、受益と負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行わなければならない。」と規定されてありますけれども、この関係で思ったのが町内の各公共施設の利用関係でありますけれども、見直しを行わなければならないということになっていますので、例えば、従来の使用料を下げ御利用いただくようにした場合も、見直しをした場合にこの受益と負担の適正化ということから見れば、その下げたのを場合によってはまた上げることも必要になる場合が出てきませんかという感じがしますが、その辺についてはいかがですか。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおりでございます。受益と負担の適正化はいつのときも行っていかなければいけない、見直していかなければいけないと思っております、下水道の料金についても見直しをした経緯もございますし、こうした料金、使用料については、ここに記載しておりますように見直しをかけていく必要があるというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第57号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第58号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案第58号 上峰町ふるさと寄附金基金条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

このことにつきましては一般質問でも申し上げたつもりでございますけれども、いわゆるふるさと納税と絡んでくるかと思えますけど、ふるさと納税、寄附金ですかね。第1条にありますように、まちづくりに賛同及び貢献したい人々から寄せられる寄附金を活用するという事柄がございますので、申し上げたとおり、東京、関東地区の上峰会の再開をぜひこれは

実行する方向で取り扱いをいただきたいというふうにさきの質問でやっておりましたけれども、町民の方からこのことについてぜひ再開をしていただくようお願いしたい、また、関係する方からもそういう話を聞いたからということも聞いておりますので、ここら付近の取り扱いについて、副町長、さきにお尋ねしておりました、その後の経過と申しますか、まだ時間がたっておりませんが、ここら付近の取り組み姿勢をお伺いしたい。

○副町長（八谷伸治君）

先ほど議員から言われました関東上峰会ですが、さきの議会でも御答弁申し上げましたが、県の首都圏営業本部なりそういったところをたどって、向こうのほうで世話をされておる方がどういう状況というか、そういったことの状況も含めまして情報の把握をしたいと思っております。

それをすることによって、ふるさと納税、そういったことへのきっかけにもPRにもなるというふうに認識しておりますので、そこら辺については、先ほど申しましたとおり、お世話をされている方、そういった方の情報なりの把握に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（碓 勝征君）

実は私の知人もおりますし、そういう話をしております。ぜひそういう集いの場を設けていただきたい。そういうことでふるさとの状況等々もわかりますし、自分たちの現在の立場なり、ふるさと納税という話もいたしておりますので、今、副町長のほうから話がありましたように、そういう場をぜひ積極的に取り組んでいただきたいということを要望いたしておきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第59号

○議長（中山五雄君）

日程第6. 議案審議。

議案第59号 上峰町教育委員会委員定数条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

お尋ねでございますが、第2条に「上峰町教育委員会の委員の定数は、8人とする。」と明記がされております。

そういった中で、法改正によって教育長は町長が任命するというふうになっているようで

ございます。この8名の中から任命することができるのかできないのか、お尋ねをします。

○教育長（矢動丸壽之君）

おはようございます。法令では、教育委員会の組織上は教育長は教育委員ではございませんので、別格ということになると思っております。教育委員として8名という形、別に構成員として教育長が存在するということになります。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、この8人の中には教育長は含まれないということで理解をしたところでございます。

さて、この8名の定数につきましては、いささか問題があるのではないかというふうに私は考えております。と申し上げますのは、他の町とのこともあるだろうと思いますが、8人という定数の根拠ですね、何ゆえに8人必要なのか、お尋ねをします。

○教育長（矢動丸壽之君）

8人という形を御提案させていただいている根拠といたしましては、少し時間をいただきますけれども、私は初めてこの一般質問の答弁に立たせていただいた折に、最初でしたけれども、松田議員から教育委員会は情報を共有、そして素早い対応をするように、そういうことが必要だというありがたいお言葉をいただいております、その情報を共有するという事は、情報を持ち合わせて、そこで話をしなきゃいけません。そうしますと、当然、組織を強化するためには、それに必要な方々にぜひ参画していただきまして、そして、協議をして、しっかりとした教育委員会組織をつくらせていただきたいというふうなことでございます。

ちなみに、昨日も原田議員から一般質問の中で家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりという折にありがたい言葉をいただきまして、もっとその組織も活動するように、そういうふうなことも考えていくべきじゃないかというような御指摘もいただきました。やはり教育委員会として、今、申しましたように、学校、家庭、地域、企業、行政、そういう方々と連携できるような、そういうメンバー構成にさせていただきたいということを考えておまして、それで、教育委員会の組織といたしましては、全員協議会のおきにもお話しさせていただきましたけれども、今後、いろいろ課題、先ほどの議案の中にも出てきましたけれども、幼稚園、保育園関係もございます。それから、学校の諸問題もあります。問題解決のための情報もしっかり持ち合わせるということで、小学校、中学校のPTAの方、あるいは地域の方、それから保護者、義務教育の経験者、それから企業関係者もおいでいただけるならというふうなことでお話をし、やはり今の現状から4名はぜひ組織の中に加えていただけませんかというふうな気持ちでお願いをしているところでございます。教育委員にふさわしい人材4名をどうかプラスしていただけませんかと

いうことでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

議会等々から一般質問等々でいろいろ出たから8人にするというような話でございますが、議会が言ったから8人にするという根拠にはならないと僕は思います。私は9,600人弱の人口を考えたとき、また、小学校1校、中学校1校にこのような教育委員の数が必要かと。僕は必要でないと思います。

と申し上げますのは、今までの教育委員会のあり方については5名であった。法的にはそうなっているようでございます。これは条例をつくれれば改善することもできるようになっているようでございますが、月に1回の委員会というような形であったと記憶しております。そうしますと、人をふやしたからそういったことができるかという問題とは相反するのではないかと思います。

よその町がやったからやるというようなことではないと私は思いますが、よその町のことを調べてみますと、新聞にも掲載されておったんですが、1人ないし2人ぐらいの増でやっておられるようでございます。武雄市については別格といたしましても、うちの町の小さな規模で8人も必要かなと。僕は必要でないと思っております。やっぱり委員会の回数をふやすとか、それと財政問題も関連してくる。財政健全化もいい提案を町長がされておりますので、そこから考えると相反するのではないかと思っております。

この8人についてはいささか疑問を持っておりますし、もっと慎重に定数条例というのはつくるべきであろうと。うちの町にきちっと合うような形での定数にしていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問でございますけれども、例えば、これまでは定例教育委員会は月に1回ないし2回ということでありましたけど、先日からお話ししておりますように、これからは首長との総合教育会議が入ってまいりまして、これは首長が招集するというようになっております。そしてまた、教育委員会でどうしてもこれは首長と協議させていただかなければいけないという事案が出てきたときには、首長に招集をお願いするというようなことも出ております。

したがって、これまでのことが一、二回であったからそういうことでいかがかと言われるかもしれませんが、私は来年4月以降は首長からどういうふうな議題でもって総合教育会議を開くぞと言われるときに、それに即対応できる体制、教育委員会の組織の強化をしていかなければ、いろいろ尋ねられたときに、さあ、それはちょっと待ってください、ちょっとそれは資料を求めてきますということではいけないわけです。そういうことで、先ほど申しましたように、ありがたい言葉をいただいておりますから、情報の共有化をきちんと教育委員会で

つくっておくということが大切でありますから、先ほど言いましたように、各方面からの人材を幅広く求めて地域のニーズに沿うようなことを早く情報として持っておきたいということでもありますから、どうかそのところは御理解いただきたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

町長さんの権限というのも法改正によって理解をしております。だからといって8人おったからできることではない。小人数でもそれはできるんですよ。そうでしょう。やっぱりうちの町に見合った定数でなければならぬ。じゃ、8人が適切かというのと、これもまた問題だと思います。逆に多いほうがいいということであれば10人でもいいわけですよ。

私はその8人という数字についてはいささか疑問を持ちますし、財政との関連も出てくるだろうし、やはりきちとした形での定数条例をつくっていただければと思っております。8人が適切とは僕は思っておりません。今、教育長さん言われるように、情報収集を幅広くやりたいなら10人がいいんですよ。じゃ、5人でできないのかというのと、5人でもできると思います。だから、教育長さんは町長さんが今度は別に任命することになりますので、教育長は別としながらも、大枠で考えると、この組織自体は9人体制になるわけですよ。うちの町にそれだけの人間が必要かと僕は疑問ですね。1人かその程度ふやす分にはいいかなと思うんだけど、この8人については私は賛成しかねますね。

新聞を読まれて、町民の声もそうなんです。新聞に掲載されてから、何で8人なのと、これだけふやす必要があるのかという町民の声もよく耳にしますよ。だから、一気にこれだけの教育委員さんをふやすことは私はできないだろうと。やはり1人ふやしてみてもできなかった、じゃ、2人ふやしてできなかったという話なら、段階を追ってやられるということであれば理解しますけれども、一気に8人ということには私は賛成しかねます。もっと具体的なことがあってしかるべきだと思います。人事案件ですからね、一方的に教育長さんの提案だと思うんだけどね。法律が4月1日から変わるというのは、僕もある程度理解しています。全部理解はしておりません。新しい法でございますので、いろいろな絡みがあるようでございますし、勉強する機会もまだまだちょっと足りないかなと思ってございますので、段階的にやっていただきたいというふうに考えます。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。議会側と執行部側にお願いをいたします。

質問については、もう少し中身について簡潔に質問をしていただきたい。それと、執行部側についても、もう少し中身について簡潔に答弁をしていただきたいということで、ひとつよろしくお願いたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

まず、簡潔ということでございますので、プラス4名について申し上げますと、今現在、小学校におきまして小1プロブレムという課題が出ております。さきの9月議会におきまし

ては、特別の介助員を2名、補正予算でつけていただきました。そういうふうな問題が発生しておりますので、幼稚園、保育園から小学校へ上がる、その幼稚園のところのあり方、あるいは教育、保育園のあり方、こういうものをしっかりと私どももつかんでおかなきゃいけないということで、そういう方々をぜひ何とかお願いしたい、これが1つです。

それから、先ほど申しますけれども、そういうプロブレムがあります。保護者の御意見もいろいろ、小学校の様子もそういうことは必要である。国からも保護者は積極的に参加させるようにという指示が出ております。それで、小学校の教職経験者はぜひおっていただきたい。上峰にないわけです。おられませんので、ぜひ入れていただきたい。それと、民間企業等の力も、私どもはことしワオという企業から中学生に民間連携教育をさせていただいておりますので、そういうものをさらに発展させる、民間教育のさらなる発展のためには、そういういろんなものを企業の方たちの力をかりていきたいなと思っておりますので、4名、ぜひとも必要だと考えてお願いしているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

質問を簡潔にせろということですが、やはり若干外回りせにゃならん部分も御理解をいただきたいというふうに思っております。

今、教育長さんが言われたことについては、私も理解していないわけじゃございません。8人は適切でない、単純に言えばそう思います。5人でもできるんですよ。だから、そういったいろいろな問題については、今までの教育行政の中でやってきていないという判断をせざるを得ない。

だから、今後そういった力を入れるということについては理解をしますが、一気に8人というのは、これは私は賛成できないので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○8番（大川隆城君）

今、いろいろと論議をされておりますけれども、私は教育長の味方をするわけではございませんけれども、やはり範囲を広く意見を求める、それは大変重要でございます。と同時に、昨今、子供に関係する事案、事件が、本当にゼロ歳児あたりからの事件がいろいろ出てきております。やはりそういうところを未然に防止するためには早く察知して対応策を練る、当然必要なことであるから、今現在、言われますように、教育委員さんの中には大学の先生の経験者、高校の先生の経験者、それから保護者の方、それから行政経験者というふうにおられますが、やはり考えてみれば、その方々が、例えば、ゼロ歳児のことをどうかと言われてもなかなか把握はできない部分があるというのは、そうだろうと思います。そういう意味合いから、先ほど言われましたように、幅広くいろんなことを捉えるために、言われた幼児関係の方、小学校、中学校の分野からおいでいただくということは私は賛成をする立場でございます。

そういう中で、前回、いろいろお話を聞いた中では、年齢、性別等に偏りがないようにということもお聞かせいただいておりますが、それからいきますと、今回、4名増員という形の中では、年齢的な問題、それから性別的なことはある程度何人、何人と、あるいは年齢的にはこの幅ぐらい方ということ想定されているかなという感じもしますが、その辺いかがでしょう。

○教育長（矢動丸壽之君）

ありがとうございます。そういう具体的なことになると、これは教育委員会というよりも首長サイドになろうかと思えます。

ただ、教育委員会といたしましては、その年齢のバランス、性別等はぜひ酌んでいただくようお願いしたいと思っておりますのでございます。

○8番（大川隆城君）

また、これは関連であります。私もこれまでは教育委員会の委員さん方々の協議がどちらかというとな少ないかなという感じがして、そういう関係で質問をした経緯もございます。そういうことから考えますと、以前、私が発言をしておりましたが、やはり月1回、2回の定例会がもっとふえることは考えられますけれども、やはりそういうことも含めて、いつでもこの委員さん方が協議をするというか、情報交換するためには、今回こそきちっとした委員会室なりを設置して、いつでもおいでいただいて、いつでも協議、情報交換ができるという、そういう場の準備も含めてしていかなくちやならないと思えますが、その辺についてはいかがでしょう。

○教育長（矢動丸壽之君）

今、大川議員が言われましたように、確かに部屋のことについてもお尋ね、御指摘いただきました。新しい体制を組みましたら、これだけの大きい組織として活動をしていくわけでございますので、それなりの対応はさせていただきたいと、今後その方向に向けて検討をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

本当にいろいろと議論する中で、職員の定数が九十数名という条例になっているようでございます。今現在、70名ちょっとですよ。町長もしっかりとですよ、無理を承知で、そこら辺を勘案しながら職員採用に当たっておられます。財政問題等々も出てきているようでございますので。そういった観点からすると、行政側の職員はがっちり絞って、教育委員だけを倍にふやすということは、これはアンバランスであって、逆行しているのではないかとというふうに思います。情報収集するのは10人がいいんですよ、8人よりも。これははっきりし

ています。そうでしょう。やっぱりそういった観点からすると、一気に倍にふやすということはいかがなもんかと。僕は納得しかねる。

そういう意味から、私は段階的に教育委員さんの数をふやしていったらどうですかと、こう申し上げておる。その点についていかがですか。行政と教育委員のバランス、職員さんとのバランス、どうお考えでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ありがとうございます。その8名につきましては、以前にも御説明申し上げましたように、幼稚園等の世代と小学校、中学校、それと社会教育、生涯学習、その4つの分野に教育委員を充てさせていただくと、そういう形で8人が適切であると。5人とか6人になりますと、じゃ、残った人は何をさせるかと、フリーで何かをしてくださいというよりも、きちっと割り当てをして、それを重点的に情報として提供してくださいというふうに指示するほうが教育長としては適切であるということで御説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

一人一人を分業的にやろうとされることは理解しますが、1人で二役はできると思うんですよ。行政の職員さんは二役も三役もやっているんよ。そういうことが理由になるかと。僕はならないと思っています。二役も三役もさせていただいて、どうしても教育上、教育委員会としては教育委員をふやさなきゃならないという事情のときに段階的にやったらどうですかと。一気に8人ふやすとに対しては、僕は納得しがたいと申し上げております。専門に1人ずつ個々充てるというと、8人で足りないでしょう。だから、段階的にやるべきだと思いますし、行政の職員さんとのバランスということも考えざるを得ない。

私一人の考えでもございませぬ。新聞に載ってから住民の皆さん、これに興味は物すごく深いんですよ。そういったこともやっぱり配慮しなければならないし、段階的にやっていただきたいと強く要望しておきます。

○8番（大川隆城君）

今、いろいろありますが、皆さん御案内のとおり、子供は国の宝、町の宝というのがいつも言われます。その宝である子供たちが本当に何事もなく何の障害も受けずに立派に成長してほしい、そして、優秀な人材として成長してほしいというのは皆さんの願いであります。そういう中において、先ほども言いましたように、今、いろんな子供たちが関係した事件が出てきております。だから、それをいち早く、事が起きてからでは遅い。これもいつも皆さん言われます。ですから、事が起きる前にきちんとした対応をしていくために、幅広く人材を求め、そして、対応策をみんなで協議をし、共有していくということについてはぜひ必要かと思います。

これも先ほどは段階的にという御意見も出ておりますけれども、今回、新年度、4月から

改正法によって教育委員会の形もがらりと変わって新しい形でいくというときでもありますから、やはりそのときに一緒に新しい法に基づいて新しい取り組みでやる、これはぜひ必要だと思いますから、先ほどいろいろありますが、教育委員さん方については幅広いところからおいでをいただいて、上峰の子供たちが本当に将来を託す宝として立派に育っていくようにしていくことはぜひ必要だと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（原田 希君）

先ほど教育長からもありましたとおり、私、この4年間、教育行政、青少年の健全育成等々を質問させていただいた中で、今後、そういった部門に強力に力を注いでいかれるということは大変すばらしいなというふうに思います。

教育委員会がそれぞれ情報共有をきちっとしていく、各さまざまな方面から代表者の方に入っていただいて、いろんな分野で組織の強化を図っていかれるということで、教育長も言われましたとおり、大変大きな組織として、今後、活発に活動をされるのではなかろうかというふうに思いますが、その中で、今の事務局体制で本当にその大きな組織を支えていけるのかというのを一つ疑問に思いますので、私としては、教育委員会を強化すると同時に、いわゆる教育長部局の職員さんも強化をしていただきたい、数をふやしていただきたいなというふうに思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ありがとうございます。大川議員からは子供の環境をしっかりとつくっていくことが大切だということを改めて教えていただきましたし、今、原田議員言われますように、私も教育委員会からこの8名の理由を聞いたときに、それぞれこれまで教育委員会と事務局と議員の皆様方からの数々の御指摘があったことと思います。オンライン授業を展開しているがために、義務制の立場の理解を得なきゃいけない。いじめの問題についても、この議会ですまざまな質問が出ました。いじめの問題について対応するためにも、PTA、保護者の方から選出しなければいけない。また、幼保の連携について取り組んでいきたいという思いも教育委員会はお持ちでございました。そうした意味から、幼保代表を入れていきたい。また、民間、教育に高度な知見を有する者等は、オンライン授業やら、これから教育改革が言われる上で学校教育の面で必要だということで、課題は山積しております。議会から、議員の皆様方から言われる御指摘を受けることも積もりに積もっているわけではありますが、私はこの教育委員会制度とセットで、これまでの教育委員会の委員の方々というのは、実は実際のかかわりがすごく薄くて、教育委員は実態があるのか、ちゃんとした会議をしているのかという指摘もあったように、事務局との連携がうまくいっていなかったことと思います。

よって、事務局体制に御懸念の原田議員の御指摘もそのとおりだと思っておりますが、私は教育委員がこのガバナンスをしっかりとさせることで、予算についても、また、事務局がどのように動いているかということについても、しっかりチェックをしていく立場の人間が多くふえることで、まず、連携を深めていきたいというふうに考えていただいているところでございまして、その意味でも、総体的にこの人数が決まったわけでないということだけ、私の立場から申し上げさせていただきたいと思っております。

加えて、その体制については、全体の職員数の話がありますので、大変厳しい採用状況であつたり職員数の現状でございますので、必ず定員管理計画をつくりながらふやしていく必要があるというふうにしか今の時点では申し上げられないかと思っております。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第59号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第60号

○議長（中山五雄君）

日程第7. 議案審議。

議案第60号 上峰町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

上峰町職員を公益的法人へ派遣するという事なんですけど、上峰町職員も少数精鋭でおる中で、その職員を派遣ということは、何か目的を持って派遣されることかと思えますけど、この目的があればお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（武廣勇平君）

目的ということでございます。

社会福祉協議会の立場で申し上げさせていただければ、この社会福祉協議会はホールの運営を——ホールといいますか、おたっしや館という老人福祉施設の運営を任されております。これが建ったのは随分前のことでありますけれども、一部、民間業者に委託をしておりますけれども、社会福祉協議会の職員にこのおたっしや館の管理を任せている状況でございました。業務が逼迫し、人数が財政難とともに減少して、かなり労働条件等のルールも定められていないという現状から、予算措置、また年度の運営の見通し等に不足が生じまして、昨年、議員もよく覚えておられると思っておりますが、大きな補正予算を余儀なくされました。見通しを立てることだけでなく、基本的な事務執行においても行政のルールというものを持ち込む必要がある、その議論は昨年、皆様からもいただいたところであると認識をしております。

よって、その際、御提案があった内容をもとに、社会福祉協議会に、本来、債務負担行為という形ではありますが、役所がその裏の財源をしっかりと手当てしているという以上、社会福祉協議会の管理運営、おたっしや館の管理運営、また、事務的な基礎をしっかりと土台を築くために配置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど町長の説明によりますと、なかなかおたっしや館の運営自体がうまくいっていかないのかなと思います。例えば、おたっしや館の中のレストラン事業を民間に委託するとか、そういう考え等はあるかないか、どうでしょう。（「おたっしや館の話ですか」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員、質問の趣旨がちよっと違うと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○2番（寺崎太彦君）続

運営が余り手広くされているのならと思って質問いたしました。

○町長（武廣勇平君）

ございません。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この議案第60号の第2条の件なのですが、私は職員を派遣していただいて社会福祉協議会の充実を図っていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、役職職員として派遣をされるわけですね。そうしますと、役場の職員さんの課長クラスなのか、副課長クラスなのか、係長クラスなのか、どのような予定をされておられるでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

副課長クラスを予定しています。今、言われましたように、副課長クラスを出すことと同時に、常務理事に就任していただきたいというふうに思っています。現在も常務理事兼職で健康福祉課長が行っていただいておりますが、健康福祉課を2年前に統合して以来、業務過多になっているということもあり、実際、常務理事という名前がついておりますが、常駐している理事じゃございませんので、この辺を、その名のおり、しっかり常務理事としての仕事を行っていただくように私としては考えております。

○7番（吉富 隆君）

どの方が役員として行かれるかわかりませんが、それは町長の判断でよろしいかなと思います。ぜひとも社会福祉協議会の充実を図っていただくように強くお願いをしておきたいというふうに思います。よろしくお願いをしておきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

今、同僚議員からの質問で、派遣する職員が副課長クラスということがはっきりしましたが、第4条に派遣職員の給与の件を明記されております。それと、今度は附則の第2項、職員定数条例の一部改正の欄で、派遣する職員については定員外とすることができるということがうたわれております。そういうときに、それでは、派遣された職員に対しての給与の出先といいますか、それは派遣先の社協から見ると、それとも、こちらの本庁のほうから見ると、その辺いかがですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

まず、第4条の件なんですけれども、この派遣職員の給与の出先についてなんですけれども、この件につきましては、この派遣職員が今の福祉行政の仕事をやるということになれば町からの給与支出というのもできないことはないと思いますけれども、この100分の100以内というのは、それを勘案しまして、100分の100以内支出することができるというような意味での内容でございます。基本的には社会福祉協議会よりの給与支出になるかとは思いますが、

私のほうからの第4条関係は以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長からの答弁をお聞きしますと、派遣先、社協からの給与支出になろうかと思えますという答弁でしたが、それは今後まだ動くということですか、まだ決定していないということですか、その辺いかがですか。

○総務課長（北島 徹君）

社協との話し合いという面も残っているということで岡課長はそういうふうにお答えをしたと思いますが、基本的には派遣先、社協のほうでということで考えております。

○8番（大川隆城君）

何でこのことを聞いたかと申しますと、過去の事例として、保育所が民間委託をされたときの関係で、職員に対する手当が先ほどのように民間委託された先から給与支出じゃなくて、手前から、町から出されたということがありましたし、私はそれを大いにまだ疑問を感じる面があるものですから確認をさせていただきました。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第60号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第61号

○議長（中山五雄君）

日程第8. 議案審議。

議案第61号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第61号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第66号

○議長（中山五雄君）

日程第9. 議案審議。

議案第66号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第66号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第68号

○議長（中山五雄君）

日程第10. 議案審議。

議案第68号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（林 眞敏君）

3件ほど質問をさせていただきます。

ページ数14ページ、衛生費の保健衛生費、目の6. 公害対策費として悪臭物質測定委託料というのが648千円入っておりますけれども、これはどういう目的でどこということがわかれば教えていただきたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

林議員さんの14ページの款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目6. 公害対策費で悪臭物質測定委託料648千円です。

このことにつきましては、林議員さんが9月議会の際にアサヒ再生ゴムの工場排出の異臭原因物質を明らかにするべきではないかということでありまして、法律的に悪臭防止法第

4条、規制基準による特定悪臭物質22項目について調査委託をするための委託料でございますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○9番（林 眞敏君）

了解いたしました。最初に言えばよかったんですが、次の質問に入ります。

11ページの一番末に、あん摩等施術費給付費というのが217千円計上されております。これは支出項目ですので、大体どのぐらい件数的にはあったんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

このあん摩等施術費につきましては、今年度からの事業なんですけれども、10月末現在で71名の申請が上がっております。交付枚数といたしましては、715枚の交付をしております。

今後の見込みということで、31名、交付枚数として102枚ということで今後見込みを立てまして、全体で102名、交付枚数として817枚の予定をしております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

17ページをお願いいたします。

工事請負費の小学校南校舎エアコン機器復旧防音工事、それと中学校床改修工事の実績をですね、請負額なり受注者のお名前を教えてくださいたいと思います。

○教育課長（小野清人君）

まず、南校舎のエアコンでございますが、受注者につきましては佐賀市の吉村空調工業でございます。契約額が33,350,400円でございます。設計額からいきますと、92.5%ございました。

それから、中学校床改修工事でございますが、受注者は町内の松田木工でございます。受注額が8,154千円ちょうどでございます。落札額が88%となっております。これにつきましては契約変更が一部ございまして、プラスの787,320円を追加いたしております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第68号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第69号

○議長（中山五雄君）

日程第11. 議案審議。

議案第69号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（寺崎太彦君）

説明の6ページの款8. 保健事業費、項の2. 保健事業費、目の1. 保健衛生普及費、節13の説明の、額は小さいんですけど、後発医薬品利用差額通知出力委託料3千円とありますけれども、これは何件ぐらい出されたんですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

この件につきましては、1回当たりの件数としましては150件通知をしまして、年間4回やっております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですかね、寺崎議員。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第69号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第70号

○議長（中山五雄君）

日程第12. 議案審議。

議案第70号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第70号の質疑を終結いたします。

日程第13 議案第71号

○議長（中山五雄君）

日程第13. 議案審議。

議案第71号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

4ページの事業費、工事請負費の△の23,500千円、これも坊所処理区の実績をお尋ねしたいと思います。受注額なり受注者ですね。

○建設課長（白濱博己君）

この坊所処理区につきましては、繰り越し予算ということで今現在進めているわけですが、まず、土木工事といたしまして防水工事を発注しております。業者名につきましては、町内の山口産業さんでございます。19,213,200円でございます。そのほかに、電気設備工事といたしまして九電工が落札しております。111,240千円でございます。この工事につきましては、現在施工中でございます。それから、建築工事といたしまして、業者名は鳥栖の伸晃建設さんでございます。落札につきましては、42,984千円でございます。

このうち12,953,600円を繰越分としておりますが、現年度予算も含めて発注しております。現年度予算につきましては、約30,030千円ということで負担をしているわけですが、当初予算計上をしておりました分につきましては54,900千円ございました。その中で、繰越予算ということの調整をいたしました結果、現年分につきましては、ここに減額をしておりますとおりに23,500千円が減額になったということで、今回、額の確定というふうなことも含めまして減額をさせていただいている分でございます。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第71号の質疑を終結いたします。

次の議案に入る前に、地方自治法第117条の規定により、矢動丸壽之君の退場を求めます。

〔矢動丸教育長退場〕

日程第14 議案第72号

○議長（中山五雄君）

日程第14. 議案審議。

議案第72号 上峰町教育長の選任について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

法改正によるものと解釈をしておりますが、この法改正をまだ熟知しておりませんので、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

今、矢動丸教育長が現職でおられます。任期が恐らく27年9月いっぱいぐらいだったと記憶しております。そういった中で、町長の権限で教育長を任命することができるというふうに平成27年4月1日から法改正がなされると認識をしております。

そうしますと、今、ここで議決をしたとすれば、同じ人をするようになるのではないかとこのように考えます。そういうことができるのか。例えば、今の教育長さんが何らかの理由でおやめになったから町長が任命するという形になるのか、そこら辺がよくわからないので、

お尋ねをいたします。

○町長（武廣勇平君）

これは私というより、教育委員会が協議検討されて、その手続について聞いております。教育委員会の制度が大きく変わることによって国のほうでも移行措置期間というのがありまして、今回、4月1日からの法律施行前の公布の時期から本県でも移行をされる自治体があるやに聞いておりますが、その場合のさまざまな手続についての方法をマニュアル化しておられます。それによりますと、3月31日付で退職をされると、この議案については4月1日から有効になるという形をとることで、今、議員が御指摘の旧制度にのつとる教育長と新制度のもとでの新教育長が重なるんじゃないかならうかという懸念は解消できるというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

教育長さんが云々ということじゃなくて、法改正に伴う方法論ですね。どういう理由で、法的に自動的にやめんばいかんというようなことではなからうと思えますもんね、法的にはね。そういうことがあるとするならば何ら問題ないと思えます。その辺どうでしょう。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと資料を用意しますけれども、基本的には退職届を出すことになるかと聞いております。現制度上の教育長が一度、退職届を出し、施行に伴い、退職届をもらうということになっていると聞いております。

○7番（吉富 隆君）

ある程度の手順というか、それは理解しますけれども、12月定例会でちょっと早いなという感じもしたんですが、任期があって退職をして、同じ人を町長が任命するという形になるわけですね。今、同じ名前が出ていますので。そこら辺について私も若干疑問を持ったんですよ。すばらしい教育長さんであるようでございますので、それはいいとしてもね、手続の順番が全然僕もわからなかった。恐らく皆さんも疑問を持ってあると思うんだけど、法改正に伴って3月31日で退職届をもらうようになっているわけですか。

○町長（武廣勇平君）

マニュアルにはそう書かれております。今、用意をさせますけれども、その手続に従って進めておられます。

○7番（吉富 隆君）

マニュアルがどのようになっているか、資料をいただければわかると思うんですが、いろいろな問題が起こらないような手順をきちっとやっていただきたいなというふうに思います。非常に難しい時期があるのでね、任期との問題というのは、町民の皆さんは任期のときでよからうもんとかいう声もよくありますし、中身については私たちも聞かれたときにやっぱりお答えせんばいかんもんですから、マニュアル的にはこうなっていますので、法改正に伴っ

てこうなりますよという説明をやっぱりわかりやすくする必要があろうと思いますので、お尋ねをしているところでございますので、御理解をいただきたいなと思います。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申しましたように、条例改正が多分出てくるものと想定しております。よって、3月にも恐らく大幅な条例改正をお願いすることになると思いますが、それ以前の12月をお願いする理由としましては、それは大きな条例改正が予測されているということ、また、いじめ問題を初め、オンライン授業、これから皆様方から教育に関する御要望、課題がたくさんあるというふうな中で、早急にこの新制度の上で教育長をつくっていく必要があるというふうに思ったところでございます。

○7番（吉富 隆君）

条例改正が3月に出てくるであろうと町長さんの御答弁の中にあるようでございますが、私もそこにいるかどうかわかりませんが、手順だけはきちっと踏んでおっていただきたいと強くお願いをしておきます。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第72号の質疑を終結いたします。

ここで矢動丸壽之君の入場を認めますので、しばらくお待ちください。

〔矢動丸教育長入場〕

日程第15 議案第74号

○議長（中山五雄君）

日程第15. 議案審議。

議案第74号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第74号の質疑を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により12月4日は休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、12月4日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。大変お疲れさんでした。ありがとうございました。

午前10時53分 散会